

平成18年第13回教育委員会記録

平成18年9月13日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年9月13日(水) 午後2時06分～午後2時36分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎

庶務課長 松岡 敬明 学校適正配置担当課長 吉田 順之

学校運営課長 井口 順司 学校課長 渡辺 幸一

指導室長 種村 明頼 社会教育スポーツ課長 赤井 則夫

済美教育一長 根本 信司 済美教育一長 植田 敏郎
済美教育一長 副所長

済美教育一長 統括指導主事 由井 良昌 中央図書館長 原 隆寿

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 3名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」の設置について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (3) 区立学校の第三者診断試行について

(選任)

杉並区教育委員会委員長の選任について

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

報告事項

(1) 「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」の設置について・・・・・・・・ 4

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 5

(3) 区立学校の第三者診断試行について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

選 任

杉並区教育委員会委員長の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

杉並区教育委員会委員長職務代理者の選任について・・・・・・・・ 9

委員長 お忙しいところありがとうございます。

ただいまから、第13回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、報告が3件、委員長及び委員長職務代理者の選任となっております。

では、日程第1、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに「『杉並区教育基本条例等に関する懇談会』の設置について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、私の方から「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」の設置につきましてご報告申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

まず、設置目的でございますが、記載のとおり、今後の「地域ぐるみで教育立区」というものを実現をしていくために、区の教育の基本理念を明確にしまして、杉並の教育を地域ぐるみで進めるためのよりどころとして制定するものであります。「自治基本条例」と並んで今後の区政運営の柱になるものと考えております。

この基本条例を策定するに当たりまして、区民及び外部の専門家の声を取り入れるために、学識経験者及び区民からなる懇談会を設置いたしまして、基本条例等の骨子につきまして提言をいただくものでございます。

検討事項でございますけれども、「教育基本条例」等の基本的な考え方、そして盛り込むべき内容ということでございます。また形式について、現在は基本条例等と表現をさせていただいておりますが、この懇談会の中でご議論をいただく中で、その内容によっては、条例という形式よりも、例えば、宣言でありますとか、あるいは憲章というような形式の方が、よりふさわしいというような展開になることもあり得るということで、現在条例等と表現をしているところであります。内容、そして形式、その他必要な事項につきまして検討をさせていただくものでございます。

委員の構成でございますけれども、まず区内の団体の代表の方、例えば、町会連合会、あるいは小学校、中学校のPTA協議会等々、団体代表の方を5名以内、それから公募で区民代表の方を3名以内、学識経験者を5名以内、計13名以内と考えているところであります。

現在委員の選任に当たっておるところでございますが、公募委員につきましては、既に9月1日から募集をかけておりまして、来週の19日までを募集期間としております。選考方法につきましては、申込書及び教育に関する1,000字程度の論文というものをもって、書類審査でと考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、今月中に公募委員及び区内団体の代表、そして学

識経験者等々の委員の選考を行いまして、委員を決定いたします。来月中旬以降になろうかと思いますが、第1回の懇談会を開催いたしまして、平成19年5月、ここで提言をもらうために、概ね1カ月に1～2回程度の懇談会を予定しております。その後、平成19年7月に条例等の素案を作成いたしまして、8月に区民意見等の提出手続をとりまして、その後条例等案を作成、来年の第4回定例区議会に条例等案を提出していく予定でございます。

私からは以上でございます。

委員長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 ご意見ないようですので、報告を承ったことといたします。どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご説明を社会教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは私の方から、共催・後援名義使用承認一覧ということで、18年8月分についてご報告いたします。8月につきましては、新規が4件でございます。1ページ目をお開き願いたいと存じます。

1ページ目のNo.1でございますけれども、新規の後援事業といたしまして、「東京都立西高等学校創立70周年記念行事」でございます。

次に、2ページ目をお開きいただきたいと存じます。1番から3番までが新規の共催でございます。まず1点目が、「松ノ木中学校PTA」が行います「豊かな感性を子育てに生かそう」というものでございます。

それから次に、「荻窪中学校区地域教育連絡協議会食育実行委員会」が実施いたします家庭学級でございます。また、「荻窪中学校区食育プロジェクト」でございます。

次に、3点目の共催といたしまして、「東田中学校PTA」の家庭学級、「『食』について考えよう」でございます。

新規使用承認は、共催が3件、後援が1件でございます。

以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 特にご意見ないようですので、報告を承りました。

では、最後に、「区立学校の第三者診断試行について」の説明を済美教育センター統括指導主事からお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 私からご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず目的でございますが、第1に、学校関係者ではない第三者が、学校を専門的な立場から客観的に評価し、その現状と課題を明らかにすることを通して、自主・自立的な学校づくりを推進し、教育の質の向上を図ること。第2に、現在の学校評価等では見出せない長所・短所をとらえて分析し、校長の経営力、教師の指導力、家庭・地域との協働力などの学校力向上につながる支援を行うことを目的としております。

次に実施方法でございますが、専門的知識を有する第三者による学校経営支援委員会、これを兼ねた第三者診断委員会を設置し、あらかじめ設定した項目について、学校から提出を受けた資料と校長等へのヒアリング、授業観察、こういうものを通して診断を行います。

実施校は、桃井第五小学校、堀之内小学校、松溪中学校、井草中学校の4校でございます。

内容でございますが、校長の経営力、教師の指導力、地域との協働力、こういうものに関する項目などの標準的なもの、これと校長により要望のある項目を加味して項目を設定いたします。

この項目を校長が自己評価し、その結果を第三者診断委員が点検して気づいた項目を選択し、診断を行います。

診断に活用する資料といたしましては、学校経営計画、教育課程届、指導・評価計画、学力・体力調査結果などがございます。

今後の予定でございますが、今月中に項目を設定し、10月中に診断を実施、その後1月以降に教育委員会で報告させていただく予定でございます。

なお、裏面に第三者診断委員を記載してございます。国立教育政策研究所の小松部長、大学の教育研究者、企業経営者等の専門家でございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 来年度からもこういうふう順次やっていくということですか。

済美教育センター統括指導主事 はい、来年も試行的に実施していく予定でございます。

委員長 ほかにございますか。

これは、日本のどこかの地域でこういったことでやられた事例はあるのですか。

済美教育センター統括指導主事 現在のところ、区立学校では特に事例等はございません。文部科学省の方で、第三者評価を準備するために、各都道府県、政令指定都市の130校から140校程度を試行的に実施して、評価するための指標づくりあるいは今後の第三者評価を実施するための土壌づくり、こういうものを考えているようでございます。

委員長 あくまでもこれは学校に対する評価というのが主眼に置かれているのでしょうか。あと、校長であるとか教員であるとか、個人という問題もあるのだけれども、関わり合いを保ちながら、総合的に学校を一まとめで診断するというところに重きがあるのですか。

済美教育センター統括指導主事 内容的には教師の指導力や校長の経営力、地域とどのように協働しているかというような、学校力そのもの、これについての評価でございます。

宮坂委員 第三者診断、この第三者というのは多分この委員委嘱者が担うのでしょうか、これは個人的に誰がどうということじゃないのですが、済美教育センターが全部人選し、それから相手への了解等、そういうことをおやりになっているのでしょうか。

済美教育センター統括指導主事 はい、済美教育センターの方で行っております。

宮坂委員 全部一任しているわけですね。

済美教育センター統括指導主事 私どもの方でこの研究に関して、実際に専攻して研究されている方ですとか、そういう方を人選いたしまして決定させていただきました。

事務局次長 補足ですけれども、こういった診断のやり方だとか、それからメンバーについて、済美教育センターだけではなくて、教育委員会事務局の中で、学校適正配置担当部長ですとか、課長ですとか、教育委員会事務局の中で調整する会議を持っていますので、そこにも諮った上での決定というのをしております。

委員長 大学だと、何年前かな、もう10年近くなると思いますけれども、大学評価機構というのがあったり、大学の評価というのはずっと、その他の機関を含めて、評価、評価で連続してやられてきているわけなんですけど、こういう小中学校というのは、かなり先生の入れ替わりも早いし、評価する方にしても、される方にしても、やりにくい面があると思うのですね。例えば、調書をつくっても、もうその先生は次の年にいなくなっちゃったりとか、いろんな指標というのもここに書いてありますけれども、大学だと10年とかいうスパンで見られるからやりやすい面はありますが、評価の目的は書いてあるけれども、手法をかなりよく検討しておかないと、診断の目的なり成果というのがうまく機能しないケースが出てくるのではないかと。形だけやってもしょうがないし、その辺の総論というか、あり方の問題とか、十分に議論されて、それから各論というか、入られた方がいいなというふうに思うのですけれども。

済美教育センター統括指導主事 学校を診断することを通して、学校の良さを見つけるというのも1つございますし、学校内部の中だけでは良さ自体がはっきりわからない、第三者に診断していただくことによって自分の学校にも自信が持てる、はっきりわかるというような趣旨もございますので、そういうところも含めながら、慎重に診断を進めたいというふうに思います。

委員長 高等学校については、教育長、今まで事例はあるのですか。

教育長 都立高校につきましては、既に学校評価あるいは学校経営診断のシステムができて、やっているところなんですね。ただ、都立高校の場合には、経営の組織としてのスパンが大きいのですから、今まで内部だけでやってきたものをさらに専門的に診断する、いわばそのバランスシート的な発想も取り入れていこうという考えも初期にはあったのですが、最終的には学校経営診断という形、第三者が専門的に行うというところで固まっていったわけですが、今回の事業については、非常に経営体としては小さな組織でもある小学校を含んでいるわけですから、どういう形でやっていくのが公正で、なおかつ役に立つ評価情報を得ることができるかということをもまず志向していこうと。それで、それぞれの組織規模に見合った、あるいは活動内容に見合った評価の基準を作っていくための準備をしているというふうに理解をしていただいたらと、このように思っています。

大藏委員 大学は前から、確かに10年ぐらい前からやっているのですが、幾つかの有力な学校が作ったものがモデルになっておりまして、大体それに基づいて、それに近いような評価の仕方をすることが多くなっているのですね。しかし、大学は先ほどの丸田さんの話のようにスパンが長いのですから、それなりに中が替わらないのでいいのですけれども、これはもう、小中学校の場合、今一生懸命校長に権限を移して、校長にやらせようとしているわけですね。ただ、その校長と副校長と一緒に替わることもあるわけですね。そうすると、前に評価した分ががらりと変わることがあり得るわけなので、どれぐらいこれが役に立って、長期的に持っていられるのか。4校ずつぐらいやりますと、中学校2校、小学校2校ですから、中学校の場合だって全部終わるまでに10年ぐらいはかかるわけで、そうすると、その時は全く様変わりしているというようなことなんで、どういうふうにするのがいいかというのは、本当によく考えなければならないのではないのでしょうかね。

済美教育センター所長 それぞれおっしゃっているとおりだろうというふうに思います。それでこの試行を通じて、やはりこの第三者診断をどうしていくのかという研究も含めて、考えていかなければいけないことだろうというふうに思っております。人によって変わることも確かだろうと思いますけれども、その中にはやはり普遍性というものもあるだろうと思うのですね。この普遍性に対して診断をして、各学校だけではなくて、それを区立の小中学校が共有化していくとい

う中で、何を進めていったらいいのかという財産づくりをしていくということもこの第三者診断の大きな目的だろうと思ってございますので、そのような取り組みをしていきたいと考えております。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 じゃ、よろしくお願いします。ほかにございませんね。

では、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

続きまして、日程第2、「杉並区教育委員会委員長の選任について」に移ります。

ご案内しましたとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条」によりまして、委員長の任期は1年となっております。私は、昨年10月1日より委員長の職についておりまして、今月末で任期満了となります。本日新たに委員長を選任したいということでございます。

選任の方法ですが、「杉並区教育委員会会議規則第6条」によりまして、単記無記名投票と指名推薦という方法がございしますが、いかがいたしましょうか。

大蔵委員 単記無記名の投票をするのがいいと思います。

委員長 単記無記名投票というご提案がございましたので、投票によって選任することにいたします。

それでは、投票は単記無記名で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人といたします。

また、最多数を得た者が2人以上あるときは、それらの者について再び投票することといたします。

以上の点、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、事務局の方で投票の準備をお願いいたします。

投票の準備ができましたら、各委員に投票用紙を配布してください。

(投票用紙配布・各委員投票)

委員長 それでは、委員長であります私が投票を点検いたしますが、点検に当たりまして、宮坂委員長職務代理者に立会人をよろしくお願ひしたいと思います。

(開票)

委員長 投票の結果、丸田が3票、大蔵委員が2票となりました。

それでは、有効投票の最多数を得た丸田が当選人となりました。よって、私が委員長として選任されました。

引き続き、日程第3、「教育委員会委員長職務代理者の選任について」です。これも委員長と

同じく、今月末で任期満了となります。そこで本日新たに委員長職務代理者を選任したいと思います。

選任方法は、委員長の選任同様に単記無記名投票と指名推薦の方法とがありますが、いかがいたしましょうか。

教育長 新委員長の指名による選出を提案いたします。

委員長 ただいま委員長推薦というお話がございましたが、従来からある程度のローテーションで決めさせていただいたりしていますし、大藏委員にぜひお願いしたいというふうに思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、大藏委員が委員長職務代理者として選任されました。よろしくお願いたします。

これをもちまして予定されました日程は、すべて終了いたしました。

庶務課長、何かございましたらお願いします。

庶務課長 それでは、次回の日程でございますが、9月27日、10月11日が通常ですと定例会の日でございますが、議会等の日程が予定されていると聞いておりますので、9月27日と10月11日は休会とさせていただきたいと存じます。したがって、次回は10月25日水曜日の午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いたします。

委員長 では、以上をもちまして会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。